

# All Peninsula<sup>®</sup> Reporter<sup>™</sup>

## Patent & Trademark Issues

### in Korea



Kims and Lees  
世韓國際特許法律事務所

Newsletter 第07-6号  
(June 2007)

#### In This Issue

- ▶ 最新特許法院の商標事件に関する判例の動向  
(引用商標の周知性と商標の識別力) . . . . . 1 p
  - ・ 登録無効 2件
  - ・ 拒絶決定 2件
- ▶ 最新特許法院の特許事件に関する判例の動向 . . . 4 p
  - ・ 権利範囲確認 5件
  - ・ 登録無効 3件
- ▶ 特許請求範囲内での選択的記載に関する最近の特許法院判例の分析 . . . . . 7 p
  - ・ 権利範囲確認 5件



#### 事務所便り



#### 「AIPPI日・中・韓3国共同会議」を終えて

韓国国際知的財産保護協会 (AIPPI-KOREA) の会長である当所金允培代表弁理士が主宰した「第6次AIPPI (国際知的財産保護協会) 3ヶ国共同会議」は2007年6月8日から3日間にかけてソウルで開催され、大成功に終わった。今回の会議では、各国を代表とする6名のスピーカーによる自国知財権制度と関連した主なイシューの発表と、特許無効審判制度と訂正許可制度とに対する熱気ある討論が繰広げられた。また歓迎セレモニーや開会式などの Social Event と Excursion とを通じて AIPPI 日・中・韓の部会間、そして会員間の Network を結ぶ良い機会となった。特に、AIPPI-KOREA の会長である金允培弁理士は、今回の会議で5年前と迫ってきた2012年、第43次ソウル総会 (AIPPI 43<sup>rd</sup> World Intellectual Property Congress) の成功的開催のための事前準備事項や Plan を発表し、AIPPI 日本部会及び AIPPI 中国分会の支持と AIPPI 本部 (Bureau) の支援を導き出し、更に相互協力方案について話し合うことができた。

#### 最新特許法院の商標事件に関する判例の動向 (引用商標の周知性と商標の識別力)

##### 〈周知性に関する判例〉

2007年7月1日付けで改正、発効される商標法は、

模倣商標を拒絶させる、或いは無効化させるための引用商標の周知、著名性を「顕著に認識された」から「認識された」へと緩和したが、これに伴い、今までの審判院、特許法院、大法院で堅持した周知性に対する判断基準の根拠に関する基準も非常に緩和される見通しである。

現行韓国商標法第7条第1項第12号は、「国内外の需要者の中で特定人の商品を示すものと顕著に認識されている商標と同一/類似する商標として不当な利益を得ようとするか、或いはその特定人に損害を与えようとするなどの不当な目的を持って使用する商標」の登録が受けられないようにすることであり、改正法によってこの法文は実効性を増すと思われる。

ところで、最近、特許法院は、商標法の根本的趣旨が「不正競争の防止」という不正競争防止及び営業秘密保護法の趣旨と大きく変わらなく、韓国が経済側面だけでなく知的財産権の保護においても先進国の位にあるということから、商標法第7条第1項第12号の不当な目的を解釈するにおいて商標が同一であるか、かなり類似するのであれば商品間に牽連性がなくても良質感の希釈化などを理由として本条項を幅広く適用して認定しており、下記にその具体的判例を二つ紹介する。

#### 事件番号

特許法院2007.3.28.宣告2006HEO11220判決  
[登録無効(商)]

#### 判示事項

登録商標「VOGUE」が、商標法第7条第1項12号の不当な目的を持って使用する商標に該当するとした事例

#### 判決要旨

先登録商標「VOGUE」は、この事件登録商標の出願日である2003年9月26日頃、少なくとも国内外の需要者の中で顕著に認識されている商標に該当し、この事件登録商標は、先登録商標とは字体が少し違うだけで、同じ英語大文字からなる標章として外観がほぼ一致し、呼称と観念とも同一しており、「VOGUE」が「流行」を意味する単語として先登録商標をタイトルとする雑誌が発行されていることを知っていたと推定できるにも関わらず、別紙のような極めて多数の商品を指定商品とし、この事件登録商標を出願したところなどを総合してみると、この事件登録商標は先登録商標を模倣したと推定される。

更に、指定商品の中に経済的な牽連関係があるとはみなし難いが、この事件登録商標をその指摘商品に用いる場合、国内外で顕著に認識されていた先登録商標が有する良質感などの価値を希釈することとなるので、被告は先登録商標を模倣することによって先登録商標が有する良質のイメージや顧客吸収力に便乗して不当な利益を得るか、先登録商標の価値を希釈してその商標権者に損害を与える目的でこの事件登録商標を出願・登録したこととみなすべきである。

#### 事件番号

特許法院2007.4.11.宣告2006HEO10753判決  
[登録無効(商)]

#### 判示事項

先使用商標「PENTAX」が、商標法第7条第1項第12号の不当な目的を持って使用する商標に該当するとした事例

#### 判決要旨

先使用商標「PENTAX」は、この事件登録商標の出願日である2003年9月26日頃、少なくとも国内外の需要者の中で顕著に認識されている商標に該当し、この事件登録商標は先使用商標と同一した字体の英語の大文字からなる標章として、外観が一致し、呼称も同一する点、「PENTAX」が原告によって創られた造語で特別な観念のない単語であるため、この事件登録商標の指定商品であるガスレンジカバンなどのカバン類と関連して普通に用いられる単語としてみなし難い点などを総合的に考えてみると、この事件登録商標は先使用商標を模倣したと推定される。更に、先登録商標が主に用いられた商品であるカメラと、この事件登録商標の指定指摘であるガスレンジカバンなどのカバン類との間に明確な経済的牽連関係にあるとは思えにくい、その需要者層が区別できるとも言いにくく、又、カメラ販売店でカメラと一緒にカメラ保護用カバンが販売されることもあるなどの取引実情からして、この事件登録商標をその指定商品に用いる場合は、国内外で顕著に認識されていた先使用商標が有する良質感などの

価値を希釈することとなるので、被告は、先使用商標を模倣することで先使用商標が有する良質のイメージや顧客吸収力に便乗して不当な利益を得るか、或いは先使用商標の価値を希釈してその商標権者に損害を与える目的でこの事件登録商標を出願・登録したこととみなすべきである。

#### 〈識別力に関する判例〉

また、最近、特許法院の判例が外国語に関連して「技術的標章」または「識別力の不足する標章」に該当して登録を受けられないと決定し、商標の絶対的登録要件である、いわゆる「自他商品識別力」に対して相当きびしく判断しており、これは、韓国人の全般的な外国語レベルの向上などに因んで、日本語や英語などの外国語のうち、相当が一般人の平均的認識を基準として判断した場合、普通に接することができ、分かりやすい意味の単語が増えたことを反映していると解釈される。下記に代表的な最近の判例を二つ紹介する。

#### 事件番号

特許法院2007.3.28.宣告2006HEO10012判決  
[拒絶決定(商)]

#### 判示事項

出願サービス標「오뎅사계(おでんさけ)」が商標法第6条第1項第3号の技術的標章に該当するとした事例

#### 判決要旨

この事件出願サービス標は「오뎅」と「사계」が組み合わせられた文字サービス標であって、そのうち「오뎅」は韓国でも広く使われている日本語の単語であり、「(かまぼこ)串つまみ」を意味する「おでん」のハングル音標記であることを直感させ、「사계」も日本飲食を提供する日本飲食経営業など、この事件出願サービス標の指定サービス標と関連してその需要者に日本語単語の「酒」を意味する「さけ」のハングル音標記であることを直感させる蓋然性が高く、この場合、前記指摘サービス業のサービスの原材料などの性質を暗示する程度を超え、これを直接的に表現したことで

あろう。

#### 事件番号

特許法院2007.4.11.宣告2007HEO944判決  
[拒絶決定(商)]

#### 判示事項

出願サービス標「I invest VUL」が、商標法第6条第1項第7号のその他識別力のない標章に該当するとした事例

#### 判決要旨

この事件出願サービス標の構成部分のうち「VUL」は、「Variable Universal Life」の略語で、変額保険の長点である実績配当とユニバーサル保険の長点である出入り自由金を組み合わせ生み出した先進金融型保険商品である「変額ユニバーサル保険」を意味するものであって、この事件出願サービス標の指定サービス業のうち生命保険業などと関連してその指定サービス業における取引社会で取り扱われる商品を称するものであって、同種業者および一般需要者の間で認識されている一般的名称に該当する。更に、「I invest」は、前記のように実績で配当される保険商品を意味する「VUL(変額ユニバーサル保険)」と繋がっており、現在、韓国の英語普及レベルからして、相当の一般需要者に「私は投資する」という意味で認識できる。従って、この事件出願サービス標は、全体的に「私は変額ユニバーサル保険に投資する」という意味で認識されるので、その指摘サービス業である生命保険業などかなり密接な内容を含む普通に用いられる呼び掛けまたは公告文程度に見え、すべての人にその使用が開放されるべき表現であるため、公益上、ある一人の人に独断させることは適していないだけでなく、全体的には需要者がどの特定人の業務に関するサービスを表示したのか識別できないサービス標であるため、商標法第6条第1号第7号の所定のその他識別力のないサービス標に該当する。



## 最新特許法院の特許事件に関する 判例の動向

### 事件番号

特許法院2007.6.1.宣告2006HEO10661判決  
[権利範囲確認(特)]

### 判示事項

確認対象発明の補正における要旨変更の意味

### 判決要旨

イ.(イ)旧特許法(2007.1.3.法律第8197号に改正される以前のもの)第140条第2項で審判請求書の補正においてその要旨を変更できないように規定している趣旨は、要旨の変更をやすやすと認定する場合、審判手続きの遅延を招く、或いは被請求人の防御権の行使を妨げる恐れがあるからである。従って、審判請求書の補正が要旨変更に該当しないためには、その補正の程度が請求人の発明に関する審判請求書に添付の図面及び説明書の明白な誤記の修正、或いは図面及び説明書に示された構造の不明確な部分の具体化、又は最初からあるべき構成部分の付加に過ぎなく、審判請求の全体的な趣旨からしてその発明の同一性が保持すると認定されるべきである。

ロ.ところで、審判請求書の補正の限界を定める機能をする発明の同一性は、審判手続きの遅延を招く、或いは被請求人の防御権の行使を妨げる恐れがあるかという見地から把握されるものであるため、特許要件である新規性や拡大された先出願における発明の同一性とは異なる概念として扱うべきであり、明細書の補正や訂正の要件である新規事項、即ち「最初に添付された明細書または図面に記載の事項の範囲」から逸れる事項とも区別されるべきである。よって、権利範囲確認審判における審判請求書の説明欄に確認対象発明の作動の主な部分をなす構成に関する記載が省略されたか、確認対象発明と対比される特許発明の特許請求範囲に記載されている構成要素に相応する構成に対する詳細な説明がないにも拘らず、前記のよ

うな構成に関する記載を追加する、或いは変更する補正は、かりに特許要件における発明の同一性の範囲から逸れるか、補正や訂正要件における新規事項を追加することであっても、審判手続きの遅延を招く、或いは被請求人の防御権の行使を妨げる恐れがない場合には、審判請求書に添付の図面及び説明書に示された構造の不明確な部分を具体化すること、又は最初からあるべき構成部分を付加したことに過ぎなく、審判請求の全体的趣旨からしてその発明の同一性が保持されるので、要旨変更には該当しないであろう。

ハ.補正事項の具体的な内容と、確認対象発明の補正が特許審判院の補正要求に応じて行われ、被審判請求人もまたこのような補正に対して具体的に実質的な内容で詰められる意見書を提出したことを考慮すると、確認対象発明の補正はその発明の同一性が保持されるため、要旨変更には該当しないと認定した事例。

### 事件番号

特許法院2007.6.13.宣告2006HEO8705判決  
[権利範囲確認(特)]

### 判示事項

イ.確認対象発明と実施主張発明とが異なる場合の法律関係

ロ.確認の利益のない積極的権利範囲確認審判請求を棄却した審決を、取消訴訟の訴の利益がないと却下した一部の判決例とは違って、審決を取消し、訴訟費用のみを審判請求人である原告に負担させた事例

### 判決要旨

イ.被審判請求人が実施していない発明を対象にした積極的権利範囲確認請求は、確認の利益がないため、不適法で却下すべきであり、被審判請求人が確認対象発明を実施しているという事実に対する立証責任は、審判請求人にあり、確認対象発明と実施発明が同一し確認の利益があるかどうかの可否は審判の適法要件であり、特許審判院、或



いは法院の直権でこれを調査し明らかにすべき事項である。

ロ. 確認対象発明と実施発明とが異なり、確認の利益が無いにも関わらず、本案判断が始まり、積極的確認審判請求を棄却した審決は、たとえ審決が取消されたとしても審判請求人（原告）が再審決で勝訴できないものの、一事不再理の効力などと関連して審決取消し訴訟の訴の利益までもないとはみなしにくいので、類似する事案において訴を却下した一部の判決例とは違って審決を取消した後、訴訟費用は、確認対象発明をきちんと特定しなかった審判請求人（原告）に負担させた事例。

#### 事件番号

特許法院2007.4.25.宣告2006HEO11572判決  
[権利範囲確認（上）]

#### 判示事項

提訴期間経過後に行った付加期間指定はその効力が無い。

#### 判決要旨

特許審判院に対する付加期間指定申し込みは、提訴期間の経過前にあったとしても提訴期間が経過する前に付加期間指定が行われない限り、付加期間指定の申し込みのみで提訴期間が延長される、或いはその進行が遮断されるとは言えないので、提訴期間経過後に行われた付加期間指定はその効力が無い。

#### 事件番号

特許法院2006.5.23.宣告2006HEO6679判決  
[権利範囲確認（特）]

#### 判示事項

方法請求項について、物で確認対象発明を特定した場合の間接侵害可否を判断した事例

#### 判決要旨

イ. 特許法第135条では、特許権者または理解関係者は特許発明の保護範囲を確認するために特許権の権利範囲確認審判を請求できると定めており、特許法第127条第2号では、特許が方法の発明で

ある場合には、その方法の実施のみに用いられる物を生産、譲渡、貸与または輸入するか、その物の譲渡または貸与を業とする場合に、特許権または専用実施権を侵害したとみなすという趣旨で定めているので、特許権者または理解関係人は、その方法の実施のみに用いられる物と対比される物を審判請求の対象となる発明として特定し、特許権の保護範囲に属するかどうかの可否の確認を要請することができる。

ロ. この事件請求項1の発明は、スクリーと圧出台が設置されたスゼビ製造装置（sujebi machine）を用いてスゼビを製造する方法の発明であり、確認対象発明は圧送スクリーと圧出台が設置されたスゼビ製造装置という物の発明であり、発明の範疇が異なるため、確認対象発明はこの事件請求項1の発明の方法に対応する「一定の方法により生産された物」で特定されておらず、「一定の物」のみで特定されているので、この事件では、確認対象発明のスゼビ製造装置がこの事件請求項1の発明の実施のみに用いられている物と、同一または均等物に該当するかどうかを判断すれば良い。

#### 事件番号

特許法院2007.4.12.宣告2006HEO4987判決  
[登録無効（特）]

#### 判示事項

土曜日に提訴期間が満了する場合、提訴期間の遵守可否

#### 判決要旨

特許法第186条第3項によると、審決に対する不服の訴は「審決謄本が送達日から30日以内」に提起しなければならない。一方、期間の計算に関して、現在施行中の特許法（2006.3.3法律第7871号に改正されたもの）第14条では、「特許に関する手続きにおいて期間の末日が土曜日に当る際、その次の平日で期間が満了する」と定めている。ところが、前記特許法（法律第7871号）附則第6条の本文によると、前記法の施行に関する一般的

経過装置として「前記法の施行当時、従前の規定に基づいて提出された特許出願に対する訴訟などは従前の規定に従う」と定めており、1997.12.17.出願のこの事件特許発明に対する登録無効審決に不服するこの事件の訴に関しては、前記出願当時に適用できる「従来の規定」即ち、出願時の特許法の規定に基づき、この事件出願時の特許法1995.12.29.法律第5080号で改正された特許法第14条第4項は、土曜日を休日とみなしていないので、その次の週の月曜日に訴状を受付したこの事件の訴は提訴期間が過ぎたこととなり、不適法である。

#### 事件番号

特許法院2007.4.11.宣告2006HEO5041判決  
[権利範囲確認(特)]

#### 判示事項

イ. 請求範囲に含まれている「任意で」の解釈方法

ロ. 名称を「造影媒体」とする特許発明の請求範囲のうち「任意でカリウム塩及びマグネシウム塩のいずれかより選択された1種以上の塩が溶解されており」の部分で「任意で」は「選択された」のみを修飾することからして、前記部分をカリウム塩またはマグネシウム塩のいずれかより選択された1種以上が含まれている構成と解釈した事例

#### 判決要旨

イ. 特許権の権利範囲は明細書の特許請求範囲に記載の事項によって定められることが原則であって、「任意で」という言葉は用言を修飾する副詞として「わがままに」或いは「気まぐれに」という辞書的意味を含んでおり、続く単語と「、」で引き離すこともできなく、もっとも近くにある用語の「選択された」を修飾しているとみなすべきである。それだけでなく請求項全体の文章の構成の中で、他の部分と調和を図れる解釈方法を見つけ出すなど、様々なことを総合してみると、これは、その部分の構成要素全部が任意的構成要素という意味で使われているのではなく、カリウム塩やマグネシウム塩のいずれかのうち任意で洗濯さ

れた1種以上が含まれている構成要素という意味で解釈すべきである。

ロ. 名称を「造影媒体」とする特許発明の請求範囲のうち「任意でカリウム塩及びマグネシウム塩のいずれかより選択された1種以上の塩が溶解されており」の部分で「任意で」は「選択された」のみを修飾することから、前記部分はカリウム塩やマグネシウム塩のいずれかのうち選択された1種以上が含まれていると解釈し、これに対応する構成要素が欠けている確認対象発明は、前記特許発明の権利範囲に属しないとした事例

#### 事件番号

特許法院2007.3.14宣告2006HEO3984判決  
[登録無効(特)]

#### 判示事項

イ. 特許法第47条第2項の所定の補正をよる「新規事項追加禁止」の意味

ロ. 名称を「偽造防止印刷用紙及びその製造方法」とする特許発明が出願過程における補正手続きで新規事項を追加することを無効とした事例

#### 判決要旨

イ. 特許法第47条第2項は、「明細書または図面の補正は、特許出願書に最初に添付された明細書または図面に記載の事項の範囲内で可能になる」という趣旨で定められており、ここで最初に添付の明細書または図面に記載の事項というのは、最初の明細書などに明視的に記載されている事項であるかまたは明視的な記載がなくてもその発明の属する技術分野における通常知識を有する者であれば出願時の技術常識からして補正の事項が最初の明細書などに記載されているものと同じものであると理解できる事項であるべきだ。

ロ. 最初の明細書などには、偽造防止印刷用インクと関連してただ「・・紫外線に反応するベンゾピレンから抽出された印刷用インク」のみが記載されているが、補正を通じてその出願前に印刷用

インクの造成過程であまり使われていなかったようなベンゾピレンという物質の技術的意義と作用効果が生じる過程及びベンゾピレンが含まれた印刷用インクの造成例などを追加したことは禁止の新規事項の追加に該当する。

## 事件番号

特許法院2007. 3. 14. 宣告2006HE05287判決

[登録無効(特)]

## 判示事項

同一特許に対する数人により共同無効審判請求となった、1個の無効審決の一部審判請求人のみを相手取って行った審決取消訴訟の法律関係

## 判決要旨

同一な特許に対して、数人が共同で無効審判を請求して1個の無効審決が成立した後、敗訴した被請求人が原告となり一部の審判請求人のみを相手として審決取消し訴訟を提起して、残りの審判請求人に対しては提訴期間が過ぎた場合、その審決取消し訴訟は固有必須的共同訴訟ではないだけでなく、提訴期間が過ぎた審判請求人に対しては審決が確定されたとみなすべきであるため、原告の提訴期間が過ぎた審判請求人に対する当事者による追加申し込みは不合法であり、提訴期間内に提起の当事者に対する審決取消しの訴も残り審判請求人に対する審決確定による特許の無効確定によって訴の利益がなくなるようになる。

## 特許請求範囲内の選択的記載に関する最近の特許法院判例の分析

### 1. 基礎事実

原告は、自分の特許出願第2002-51740号(発明名称: 輪転印刷機(Rotary Press)のインク濃度制御装置及び方法)(以下、この事件出願発明)の特許請求範囲の全項に記載の発明は、その出願前にこの事件出願発明の属する技術分野における通常の知識を有するものが日本公開特許公報平6-255086号(以下、比較対象発明1)及び日

本公開特許公報平7-266546号(以下、比較対象発明2)より容易に発明できるものであるため、進歩性にかけるという旨の意見提出通知書が届けられ、以後、拒絶理由が解消できていないということで拒絶決定されて、特許拒絶決定に対する不服審判を請求し、特許審判院は前記拒絶理由同様進歩性にかけるということで、原告の請求を棄却する審決を下した。

原告は前記審決に不服する審決取消訴訟を特許法院に提起し、特許法院は、この事件出願発明の技術分野及び目的が各比較対象発明の技術分野及び目的と同一/類似し、更に、この事件出願発明の各構成要素もまた比較対象発明及び周知慣用技術によって公知された各構成要素とそれより容易に想到できる構成要素とを単に組み合わせただけのものに過ぎないため、この事件出願発明は進歩性に欠けていると認定できるので、原告の請求を棄却すると判決した。

### 2. この事件出願発明の構成

この事件出願発明の特許請求範囲第1項の発明(以下、この事件請求項1の発明)は、タッチパネルを備え、パソコンのタッチモニター制御プログラムによってタッチモニターにウィンドウズ画面が出てくる少なくとも一つ以上の印刷ユニットに関するインクキー制御画面(以下、構成要素1)、上下にのびた帯状の棒グラフ形で等分、縦設された多数のインクキー指定フレーム(以下、構成要素2)、それぞれのインクキー指定フレームには指タッチにより指定レベル値に相応する位置へ移動表示される、又は数字パッド画面で数字タッチ指定により移動表示されるレベル値指定カーソルを備えたインクキー指定レベル値の入力画面を備えるタッチモニター(以下、構成要素3)、前記タッチモニターに少なくとも一つ以上の印刷ユニットに対するインクキー制御画面を出し、印刷キーメインコントローラと通信できるように繋がるパソコン(以下、構成要素4)、作動制御信号をそれぞれに通信させる通信回路と、インクキー作動制御回路及び電源回路を備える印刷機メ

インコントローラ（以下、構成要素5）を備えて、印刷機に設けられた少なくとも一つ以上の印刷ユニットについてそれぞれの印刷ユニットに設置された数十個のインクキー調節アクチュエーター制御回路を一括的に制御することを特徴とする輪転式インク濃度制御装置からなる。

### 3. 特許請求範囲の選択的記載に対する判断

特許法院は、この事件出願発明の構成要素3に関する判断において、『それぞれのインクキー指定フレームには、i) 指タッチにより指定レベル値に相応する位置へ移動表示される又はii) 数字パッド画面で数字タッチ指定により移動表示されるレベル値指定カーソルを、備えたインクキー指定レベル値の入力画面を備えるタッチモニター』のように、「又は」という選択的記載を含んでおり、画面に入力されるレベル値が「指タッチ」または「数字タッチ」により指定できる選択的構成として解釈されるので、数字タッチで指定される構成は、比較対象発明1の構成と実質的に同一し、公知の構成に過ぎなく、指タッチで指定される構成も出願当時周知慣用であるタッチスクリーン技術に比べ、構成が困難ではないと指摘した。これに対する反論として、原告は“構成要素3は、指タッチによる構成と数字タッチによる構成との全てを備えているので「又は」という表現のみを挙げ、これを選択的構成と判定するのはできない”と主張したが、

特許法院は、『特許権の権利範囲は、特許請求範囲の記載に基づいて定められるため、発明が特許を受けられない理由があるかどうかの判断において、特許請求範囲の記載のみで権利範囲が明白になる場合には、特許請求範囲の記載のみに基づくべきであり、発明の詳細な説明や図面などの他の記載に基づいて特許請求範囲を制限して解釈することは認めないので（大法院200

6.10.13.宣告2004HU766判決など参照）、構成要素3の“指タッチにより指定レベル値に相応する位置へ移動表示される、「又は」は数字パッド画面で数字タッチ指定により移動表示されるレベル値指定カーソル”という記載は「又は」という表現自体で技術的意味とそれが抱き込む範囲が明確であるので、詳細な説明などを参酌して指タッチと数字タッチ構成全てを備えていることに制限して解釈できない』と判示した。

### 4. 検討

今回の特許法院の判決は、発明の特許性を判断するにおいて、特許請求範囲の記載自体に基づいて行った解釈がもっとも優先的なものであるため、特許請求範囲の記載のみに基づいた解釈が明確である場合には、発明の詳細な説明や図面などの他の記載によって制限し、解釈されること無し、特許請求範囲記載自体に基づいて解釈されるべきであることを明確にしたものであろう。

従って、特許請求範囲の記載において、「AまたはB」のような方式の記載が「A及びB」のケースを含むこととし、「及び/または」のような記載が特許請求範囲内に含まれることを許容しない韓国特許庁の審査実務に対応して特許請求範囲の記載のうち、「及び/又は」を機械的に「又は」に訂正することよりも該当補正によって特許請求範囲の記載における解釈が異なることができるかどうかとも検討すべきであり、審査段階または審判段階などでの対応においても特許請求範囲内の選択的記載によって引用文献との比較において不利な事項が発生しないよう、改めて検討する慎重な接近が必要であろう。

（事件番号：2006HEO6914 拒絶決定（特）、宣告：2007.4.25.）



**Kims and Lees**  
世韓國際特許法律事務所

Website: [www.kimsandlees.com](http://www.kimsandlees.com)  
e-mail: [eybkim@chol.com](mailto:eybkim@chol.com)

韓国ソウル鐘路区寛勳洞151-8 同徳ビル8階  
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,  
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea  
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351